

2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテスト 応募者ガイド

0. はじめに
1. 応募資格について
2. テーマ
3. 応募書類について
4. 賞の内容について
5. 審査について
6. 失格について
7. 授賞について
8. 変更について
9. 知的財産の所有権、権利と義務
10. 事務局の決定権
11. 紛争の解決
12. 主催団体および運営団体
13. 附 則 （応募者の応募書類と作品の内容について）

主催:2019 年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテスト事務局
2019 年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテストホームページ
<http://www.collabonote.com/edu/contest/>

はじめに

このガイドでは、『2019年度コラボミュージアムCity 作品づくりコンテスト』を開催するにあたり、提出された作品を公正に審査するための、基本的なルールを設定しています。あくまでも基本ルールであり、先生方の実践活動を阻害するようなものではないとお考えください。

コラボミュージアムCity 作品づくりコンテストは、子どもたちの学びの成果を、先生方で共有してもらうだけでなく、優秀作品はコラボミュージアムCity (<http://www.cm-city.org/>) に登録し、より多くの方々に閲覧してもらう場を準備したコンテストです。

1. 応募資格について

応募作品の実践を行った当時、以下の条件を満たしているものとします。ただし、実践年度は2018年度、及び2019年度の未発表作品とします。また、第一回～第三回「協働」実践コンテストおよび第四回～第六回 コラボ実践コンテスト、2017年度および2018年度コラボミュージアムCity 作品作りコンテストに応募した作品は応募できません。

小学校の教職員

中学校の教職員

教育委員会職員

2. テーマ

総合的な学習の時間や、他の教科、特別活動で児童、生徒が調べてコラボノートを使用してまとめた事柄、または先生方でコラボノートを活用したことなど。

(例) 環境問題、平和問題、地域しらべ、防災学習、修学旅行新聞、学校間交流、フィールドワーク、職員室での活用、先生間での情報共有など

3. 応募書類について

3-1. 応募書類の内容

【アピールシート】

コラボミュージアムCity 作品づくりコンテストに応募いただいた経過や、作品データでは伝えにくい内容など、項目にそって作品のアピールをしてください。

アピールシートには、教科や学年、実践内容などを記入するページと、学習過程を記入する単元略案のページ、および交流学习校の情報を記入するページ（交流学习実践校のみ）があります。

単元略案については、応募内容の指導案を既に作成されている場合は、指導案を送付いただければ単元略案の記入は不要です。

※ コラボノートを活用している授業の様子や、成果物を印刷して教室や廊下で掲示している様子を撮影した写真がある場合は、アピールシートと作品データと共にお送りください。

【コラボノートの作品データ】

(1) 作品データを保存したもの。

- ・ 「ファイルに保存」→「HTML 文書 (.zip)」

※「コラボノート EX」の場合は、「ツール」→「ノート保存 (.cdata)」

(2) 提出する作品データは、実践で作成したデータ 1 ～ 10 ページ程度です。

3-2. 応募点数

一人 3 点までとします。

3-3. 応募期間

2019 年 9 月 1 日（日）～ 2020 年 1 月 22 日（水） 郵送の場合は当日消印有効

3-4. 応募方法

コンテストホームページの「エントリーフォーム」からエントリー後、事務局から案内するコンテスト専用のコラボノートサイトに必要書類を貼付してください。もしくは事務局へ必要書類を郵送・宅配してください。

※注意事項

- ・ メールでの作品データの提出は受け付けておりません。送信はできても、メール自体が事務局に届きませんので、必ず「エントリーフォーム」からエントリーし、コラボノートサイトもしくは郵送・宅配で書類提出をお願いします。

【エントリーフォームとコラボノートサイト】

コンテストホームページ内 (<http://www.collabonote.com/edu/contest/>) の「エントリーフォーム」に必要事項を記入しエントリーいただくと、事務局よりコンテスト専用のコラボノートサイトの URL、名前とパスワードをメールでご案内します。ログインして必要書類（アピールシートのデータと作品データ）を貼付してください。

【必要書類】

- ・ アピールシート（および指導案）

複数ファイルの場合は圧縮ソフトなどで Zip 形式に圧縮してください。

圧縮ファイル名は「学校名アピールシート.zip」をお願いします。

例：四国小学校→「四国小学校アピールシート.zip」

- ・ コラボノートの作品データ

「ファイルに保存」で HTML 文書に保存した Zip ファイル

※「コラボノート EX」の場合は、「ノート保存」したファイル (.cdata)

ファイル名の前に学校名を追記してください。

例：四国小学校で作成した歴史新聞の場合→「四国小学校歴史新聞.zip」

※注意事項

- ・ ファイルの圧縮は個別に Zip 形式に圧縮していただいても結構ですし、アピールシート

と作品データをまとめて1つのZip形式に圧縮いただいても結構です。

- ・ ファイル容量が5MBを超える場合は、分けて貼付いただくか、郵送でお送りください。

【郵送・宅配】

作品データと、必要事項が記入されているアピールシートデータを保存したメディア（CD-R等）を下記宛てに送ってください。

基本的に応募いただいたデータは返送いたしません。返送をご希望の場合はその旨明記してください。

送付先 : 〒760-0011 香川県高松市浜ノ町8番24号 高松JR第二ビル2F
株式会社 ジェイアール四国コミュニケーションウェア内
2019年度コラボミュージアムCity作品づくりコンテスト事務局
※ 「応募書類在中」と明記してください。

3-5. 参加費用

無料です。ただし、参加申し込みから「応募書類」の提出までに生ずる費用（通信郵送料など）については負担していただきます。

3-6. 参加の受理

応募書類が期日までに事務局に届いた場合（2020年1月22日（水）消印有効）、同封物や必要な書類記載項目の確認後、事務局到着より1週間以内（2020年1月30日（木））に、メールまたは電話・FAXにて「応募受付受理」を通知します。

4. 賞の内容について

4-1. 賞の内容

応募者の中から最優秀賞、優秀賞、特別賞が表彰されます。また、応募者全員には発表賞等を進呈いたします。最優秀賞および優秀賞、特別賞の作品が「コラボミュージアムCity」に登録されます。

- ★ 最優秀賞 : 1作品
- ★ 優秀賞 : 3作品
- ★ 特別賞 : 若干数
- * 発表賞 : 応募者全員（1作品につき）
- * 参加賞 : 発表作品の交流相手校全員

4-2. 各賞の贈呈品目

- ★ 最優秀賞 : 商品券（30,000円）
- ★ 優秀賞 : 商品券（10,000円）
- ★ 特別賞 : 商品券（5,000円）
- * 発表賞 : （応募者全員1作品につき） : 図書カード（1,000円）と粗品

＊ 参 加 賞 ： （発表作品の交流相手校） ： 図書カード（1,000 円）と粗品

※ 同等品になる場合もあります。

5. 審査について

以下の観点に基づき審査いたします。

1. テーマ・内容に教育的意義が認められる。
2. 学習方法やコラボノートの活用法に、オリジナリティがある。
3. 授業展開に物語性や探究性がみられる。
4. コラボノートの多様な機能を活かし有効に活用されている。
5. 受け手を意識した情報の発信・伝達ができている。

6. 失格について

事務局は、発表申込の過程において以下の評価を下した場合、該当する発表申込の不承認、あるいは応募作品を失格とする場合があります。

- (1) 応募書類（アピールシート、作品の HTML データ）の不備、あるいは遅延。
- (2) 十分な教育的価値に欠けている。
- (3) 必要な書類の記入に違反がある。
- (4) 著作権の生じる別のコンテスト等で発表したものや、その他法令に違反する行為があった場合。

(5) 著作権を侵害していると思われるもの。再構築されたものでも、失格の対象となります。ただし、期間内に提出された応募書類に比較的軽微な不備（不足、誤りなど）があった場合、事務局の判断で応募者に不備を通知し、修正期間を設ける場合があります。応募書類が「失格について」に記述されているルールに当てはまる部分があった場合、事務局の判断で、発表全体を失格にする、または不適当と判断される部分だけを発表から削除などの処置を行うことがあります。これらの処置は、コンテスト終了後においても有効なものとしします。

7. 授賞について

事務局は、新たに 1 つ、またはそれ以上の賞を追加する場合があります。これは、そのような賞に値する発表があると判断された場合追加されます。また同様に、もし賞に値する発表がないと判断された場合には、それを授与しないこともあります。なお、一度受賞した発表が、その後失格となった場合、賞および副賞の取り下げを行うこともあります。

応募者が受賞した場合の副賞の分配方法については、事務局は関与しません。

8. 変更について

8-1. コンテスト締切日の延期

事務局により、コンテストに関する締切り期日が延期されることがあります。その際には 2

2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテストホームページで締切りの延期について公表します。

8-2. ルールの変更

事務局は、応募者に帰属する法律や規制に適合するようルールを変更することができます。しかし、コンテスト自体の公平性を欠いたり、コンテストの目的達成に悪影響が生じると事務局が判断したりした場合、変更は行いません。ルールの変更は、2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテストホームページで公開します。

9. 知的財産の所有権、権利と義務

応募者は、提出応募書類（印刷作品を含む）の内容の所有権を保持します。事務局は応募者の応募書類に対して使用权を所有します。この使用权は事務局が、書類の一部あるいはすべてを教育目的で利用したい人または団体に提供、あるいは利用できるようにするためのものです。この場合事務局は、その書類をそのまま、あるいは変更・改良・拡張して提供することもできます。また、事務局は応募者の応募書類を2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテストホームページに置くことも、CD-ROM やその他の方法で配布することもできます。応募者は、書類に対して事務局が行った変更、改良、拡張部分には、自分の著作物としての使用の権利を持ちません。また、応募者が行った変更部分使用の権利については、事務局にご相談ください。

事務局は、応募発表が誤った形で利用されることを避けるための措置をとる権利を持ちますが、誤った形で利用された場合の責任を負いません。応募者は、書類の提出時に、この「知的財産の所有権、権利と義務」に同意したものとみなします。

10. 事務局の決定権

事務局と審査員の下す決定は、2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテストに関するあらゆる点において最終的なものであり、応募者はこれに従うものとします。

11. 紛争の解決

2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテストのルールに関するすべての訴訟は、日本国の法律の適用・解釈を受けます。

12. 主催団体および運営団体

主催 : 2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテスト事務局

運営 : 2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテスト事務局

所在地 〒760-0011 香川県高松市浜ノ町8番24号 高松JR第二ビル2F

株式会社 ジェイアール四国コミュニケーションウェア内

2019年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテスト事務局

TEL : 087-821-4520 FAX : 087-823-9532

mail: contest@jrscomware.com

コンテストホームページ: <http://www.collabonote.com/edu/contest/>

13. 附 則 (応募者の応募書類と作品の内容について)

13-1. 一般規則

(1) 禁止項目

応募書類では、現在生存している人物、あるいは亡くなった人物に対しての誹謗・中傷につながる、あるいは、あざけりとなる表現、データ、情報、主張（それが事実であろうとなかろうと）を含んだ題材を扱った応募書類は受け付けません。

ただし、著名人に関する報告や議論を発表に含める場合、以下の条件の時のみ例外を認めます。

- (a) 権威ある歴史学者が著書、あるいは論文等でその人物に対して詳細に記述し、その中傷的素材が推測でなく事実であることを報告しており、かつこの素材の真正性に対する訴訟が行われていない場合。
- (b) 裁判所またはその他の信頼ある審判所による最終判決（上訴が不可能なもの）で、その中傷的素材が真実であると決定されている場合。
- (c) 上記 (a) (b) のいずれの場合も、中傷的な文章、データ、情報、主張は、上に示すような著書、論文、判例に含まれる内容のもので、応募発表に含まれる素材はそれらを逸脱したものではないこと。

(2) 制作について

他人の作成した文章や画像をコピーしてはいけません。ただし、後述の「著作権のある素材の利用」で許されている場合は、その限りではありません。

13-2. 著作権のある素材の利用

以下の場合を除き、作品に他の人によって作成された素材を利用することはできません。

- (1) 著作権関連法に基づき、その保護期間を過ぎているもの。なお、日本国外の著作物を使用する場合には、その国の法律あるいは他の適切な準拠法に従うこと。
- (2) 引用する著作物（知的財産）の作成者または所有者より、発表内でその素材を引用、複製、または使用することに対して、書面で許可を得ていること。

ただし、引用については、日本の著作権法で認められている「正当な引用」である場合や、著作権所有者が再利用を認めている場合は書面による許可を必要としません。なお、著作権所有者が再利用を認めている場合については、その規定が記述されている URL やコピーを添付してください。これは応募作品を 2019 年度コラボミュージアム City 作品づくりコンテストホームページで公開する場合に必要となるためです。

【引用・参考文献の表記方法】

ここで使っている「素材」という言葉は、インターネット上で公表されている素材を含むあらゆる情報源から得られる素材のことであり、提出作品に取り込まれるテキスト、画像、

データなどを指します。新聞、雑誌、本からの非常に短い引用については、

- (1) 重要ポイントを説明するに当たって必要である。
- (2) 著者に対して適切な賞賛をする必要がある。
- (3) 利用者が内容を理解する助けとして必要である。

などの場合には許可されます。

引用した情報については、提出作品内に正確なクレジット（著作者・提供者の提示）を必ず掲載しなければなりません。商標のある資料に関しては、商標権者の書面による許可がない限り、利用してはなりません。